

令和7年第1回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和7年 2月27日 午前10:00

○散 会 午後 3:13

○出席議員（16名）

1 番 菅原理恵子	2 番 鈴木壮二	3 番 藤原仁美
4 番 戸田俊樹	7 番 堀井克見	8 番 藤原典男
9 番 中川光博	10 番 鈴木司	11 番 菅原秀雄
12 番 石井和人	13 番 西村武	14 番 鏡仁志
15 番 菅原龍太郎	16 番 伊勢潤	17 番 佐藤敏雄
18 番 小林悟		

○欠席議員（1名）

6 番 澤井昭二郎

○説明のための出席者

市 長	鈴木雄大	副 市 長	鎌田雅人
教 育 長	吉原慎一	総 務 部 長	千葉秀樹
市民生活部長	菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長	伊藤佐和子
産業振興部長	古畑範行	建 設 部 長	畠山修
教 育 部 長	佐々木涉	総 務 課 長	古仲淳
企画政策課長	石井恵子	財 政 課 長	伊藤強
地域づくり課長	渡会満	健康長寿課長	渋谷比奈子
子育て応援課長	金美妃	農林水産振興課長	伊藤充
都市建設課長	菅原撰	教育総務課長	齊藤栄子
教 育 監	本間秀徳	文化スポーツ課長	畠山ひとみ

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	安田秀樹	議会事務局次長	澁谷睦子
--------	------	---------	------

令和7年第1回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和7年2月27日（2日目）午前10時00分開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（小林悟） おはようございます。傍聴席の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、ここで皆様をお願いいたします。タブレット端末と紙の資料の併用期間は今定例会までとなります。したがって、本会議場及び委員会での資料閲覧については、なるべくタブレット端末の使用にご配慮ください。

【日程第1 一般質問】

○議長（小林悟） それでは、日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式となります。

なお、時間は答弁を含め60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席においてお願いいたします。

本日の発言の順序は、10番鈴木司議員、1番菅原理恵子議員、12番石井和人議員、15番菅原龍太郎議員の順になります。

はじめに、10番鈴木司議員の発言を許します。10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） おはようございます。傍聴の皆様には、朝早くから大変お疲れさまです。また、議員各位並びに市当局には、このような機会をいただきましたことに対して感謝申し上げます。

それでは、トップバッターとして質問に入らせていただきます。

一つは、地域コミュニティについてです。それから二つ目が小・中学校の学校給食について、三つ目が防犯カメラの設置について、以上3点であります。

それで1点目ではありますが、地域コミュニティについてということであります。

潟上市自治基本条例の第4章「コミュニティ」では、「地域における市民の自主的な活動と、市が各種の活動に対し支援に努めることを定めています。こうしたコミュニティの存在は、市民自治を支えるまちづくりの上で重要な役割を担っています。特に自治会等の地縁型のコミュニティは、自治の推進に大きな役割を果たしています。また近年は、地縁だけにとらわれないNPOなど、活動内容や目的によって結びついたテーマ型コミュニティの活動も盛んになり、これらの団体も自治の推進に欠かせない存在となっ

ていますとして逐条解説をしています。

現状における潟上市の「コミュニティ」は、高齢者の見守りや子どもたちへの支援、地域福祉や教育に関する支援協力、地域における主体的なまちづくり、行政との協働等、地域の組織基盤である町内会等において役員の担い手不足、加入率の低下、活動の縮小や存続等に様々な課題を抱えています。

また、地域における環境保全や美化活動、防犯・防災活動、伝統文化・行事等の継承等々、生涯スポーツの推進などでも、町内会本来の役割を担うことに苦慮している現状であります。

昨年11月に開催された議会と市民との意見交換会「議会報告会」では、「婦人会の解散など、かつての地域づくり団体が弱体化してきている。最近では自治会の運営さえも先行き難しい局面にある。こうした現状を打破すべく、議会でも市行政と連携して対策を講じてほしい」との意見がありました。

人口減少・高齢化等に対応した町内会等の組織運営や活動の見直し、また、市が町内会等に依頼している役割や、市と町内会が協働で行っている取組等についても、再構築が必要な時期にあるのではないかと考えます。

鈴木市長には、5年先、10年先も、町内会等の活動が持続可能であるよう、多角的に検証し、組織運営の活性化に向けた全庁的な取組が必要ではないかと考えますが、所見を伺います。

一つには、地域コミュニティに対する認識と、今後の方向性等について。

二つ目が、持続可能な組織運営に関わる検討会等の立ち上げについて。

三つ目が、地域コミュニティへの支援であります。

二つ目が、小・中学校の学校給食についてであります。

昨今の物価高騰は、円安による輸入物価の上昇や、電気料金・ガス料金、ガソリンの価格の値上がりなどで市民生活を直撃しております。

本市においては、「かたがみ給油クーポン券事業」や「福祉灯油助成金事業」などの支援事業により、これらに対応しているところでありますが、国では、学校給食費の保護者負担軽減等に向けても協議・検討を重ねています。

現在、学校給食費の無償化を実施している自治体は、男鹿南秋地域では、本市を除く全市町村が無償化になっていることとあります。予定としてありますが、なっているというふうに訂正をお願いします。また、県レベルでは、青森県が令和6年度から無償化

を実施しております。

本市においては、令和5年6月定例会で、同僚議員が学校給食費の無償化について一般質問しています。市当局は「学校給食の無償化については、ほかの施策との財政バランスや今後の財源確保などを考慮しながら慎重に対応したい」との答弁をしています。

物価高騰は、各家庭だけでなく、学校給食にも影響を及ぼしている状況下にあります。安定的に学校給食を提供することは、予算の重点配分という観点からも重要視したい政策であります。本市における学校給食費の無償化への取組等について所見を伺います。

次に、学校給食の公会計化についてであります。

令和5年度現在において公会計化の実施割合は、全国平均では34.8パーセントであり、まだまだ低い状況です。秋田県においても、公会計化の推進は必然的に迫りくる事案であります。

文部科学省では、学校給食費の公会計化は、給食費を市の会計に組み入れることで、教員の業務負担の軽減と保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を自治体が行うことによる保護者への利便性の向上や徴収、管理業務の効率化、透明性の向上、不正防止、公平性の確保、給食の安定的な実施・充実などを利点として挙げております。

学校給食費が税金と同様に徴収される学校給食費の公会計化について、保護者の理解等も含め、対処の仕方について、どのように捉えているものなのか所見を伺います。

一つには、学校給食費の無償化について。

二つ目には、学校給食費の公会計化実施についてであります。

三つ目が、防犯カメラの設置であります。

近年の犯罪被害の現状を鑑みますと、基本的な防犯対策が改めて重要であると考えます。窃盗対策としては、戸締り、鍵かけが必須であり、特殊詐欺に対しては、留守番電話設置等による対策などがあります。特に高齢者に対しては、様々な犯罪の特徴を周知するとともに、改めて基本的な対策に取り組んでもらうことが重要であると考えます。

防犯対策の取組として、情報共有を目的に警察や事業者など関係団体との連携が重要であることは言うまでもないことではありますが、本市において、これらの特殊詐欺や窃盗被害などの犯罪の発生状況とあわせ、どのような取組を実施して犯罪の抑止につなげようとしているのか伺います。

また、全国的に凶悪な組織犯罪や目を覆うような強盗殺人や特殊詐欺、窃盗などの痛ましい事件が発生しており、看過できない社会状況であります。これら犯罪に対して、

最近は防犯カメラが証拠を確証づける決め手となって、早期の解決につながる事例が増えています。また、防犯カメラには、犯罪を抑止する効果もあると言います。

これからの社会にあっては、さらに個人・事業者等においても防犯カメラの設置が進むものと推察されます。昨今の社会環境下、個人・事業者が設置する防犯カメラの費用についても、一部自治体でも支援するところが増えております。

本市においても、市民の生命・財産を守るために防犯カメラの設置について取り組むべきではないかと考えます。本市における防犯カメラの設置状況等とあわせ、伺います。

市民を取り巻く犯罪防止等の取組について。

二つ目が、本市における防犯カメラの設置について。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（小林悟） 当局より答弁を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） 10番鈴木司議員の一般質問の一つ目「地域コミュニティについて」お答えいたします。

ご質問の1点目の「地域コミュニティに対する認識と、今後の方向性等について」と、3点目の「地域コミュニティへの支援について」は、関連がありますので併せてお答えいたします。

コミュニティは、潟上市自治基本条例において「お互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的とし、自主的に結ばれた地域内の組織及び集団」と定義しており、地域コミュニティは、本市のまちづくりを推進する上で重要な役割を担う組織であると認識しております。

しかしながら、急速な人口減少や少子高齢化による担い手不足、価値観やライフスタイルの多様化などを背景として、地域コミュニティへの帰属意識が希薄となったことによる役員の後継者不足や自治会加入率の低下など、課題を抱えている地域コミュニティが増えているのも事実であります。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことは確実であることに加え、単身世帯や女性・高齢者雇用の増加など、ライフスタイルの変化による地域コミュニティに関わる機会の減少や時間の制約などにより、各種組織・団体等の担い手の確保は、より困難になることが予想されます。

各自治会等での地域事情や組織の規模などにより、抱えている課題は様々であることから、地域コミュニティ組織に対する補助金などの財政支援を継続するとともに、単一

自治会での運営が困難となる自治会には、組織の再編や地域事業の見直し、近隣自治会との連携等について助言をしており、引き続き、持続可能な地域コミュニティづくりに向けて支援してまいります。

次に、ご質問の2点目「持続可能な組織運営に関わる検討会（プロジェクト）等の立ち上げについて」お答えいたします。

地域コミュニティの多様な主体が、地域社会において変化するニーズに的確に対応し、持続可能な形で活動ができるようにするためには、地域コミュニティの中心的存在である自治会が抱える課題に対して、どのように対応していくかが重要であることから、各自治会長で組織されている自治会長連合会と連携を図りながら課題の解決に努めてまいります。

また、自治会の担い手の確保や負担軽減を図るため、自治会で負担となっている地域事業の見直しに対する助言や、市から自治会への協力依頼の精査などを適宜実施しており、今のところ検討会等の設置については考えておりませんが、引き続き多様な地域コミュニティの各主体が、それぞれの強みを生かした活動を継続して行えるよう、取り組んでまいります。

○議長（小林悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） 10番鈴木司議員の一般質問の二つ目「小・中学校の学校給食について」お答えいたします。

ご質問の1点目「学校給食費の無償化について」お答えいたします。

物価高騰は、各家庭だけでなく学校給食にも影響を及ぼしております。そうした中で、児童・生徒に安全・安心で栄養バランスを保った学校給食を安定的に提供するため、市立小・中学校では、給食費の値上げを実施しているところです。

学校給食費の無償化を実施する場合の経費としては、児童・生徒約2,000人分の学校給食費の年間合計額である約1億4,100万円が毎年見込まれることから、他の施策との財政バランスや今後の財源確保などの点を考慮しながら慎重に対応する必要があるものと考えており、引き続き、国や県の動向を注視しながら、活用できる財源の有無も含めて調査研究してまいります。

次に、ご質問の2点目「学校給食費の公会計化実施について」お答えいたします。

国では、教職員の業務負担軽減や徴収・管理業務の効率化、経理の透明性の向上などの観点から、学校給食費については、地方公共団体の会計に組み入れ、徴収・管理を学

校ではなく地方公共団体が自ら業務として行うことを促進しております。

本市においては、これまでも公会計化に向けた調査は行っておりますが、システム導入及び運用時の経費負担や市に移行した場合の業務の在り方などの課題もあり、実施には至っていない状況であります。今後も、他の自治体や国・県の動向等を注視しながら調査・研究してまいります。

○議長（小林悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） 10番鈴木司議員の一般質問の三つ目「防犯カメラの設置について」お答えいたします。

ご質問の1点目「市民を取り巻く犯罪防止等の取組について」お答えいたします。

本市における犯罪の発生状況は、秋田県警察本部で公表している刑法犯認知件数によると、住宅への侵入による窃盗犯罪は、令和6年1件、令和5年2件、令和4年1件、特殊詐欺を含めた知能犯罪は、令和6年13件、令和5年6件、令和4年5件となっております。

本市における防犯対策につきましては、犯罪抑止のため市内に約5,000基の防犯灯を設置しているほか、特殊詐欺被害を未然に防止することを目的に、65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯などに、現在、自動通話録音機を17台貸与しております。

また、市広報等を活用して特殊詐欺の犯罪事例や手口を示して周知するとともに、特殊詐欺が管内で発生し、警察から周知の依頼があった場合には、防災行政無線により注意喚起しております。

さらに、防犯協会や防犯指導隊による巡回パトロールなどを行っており、犯罪の未然防止や啓発活動に取り組んでおります。

次に、ご質問の2点目「本市における防犯カメラの設置について」お答えいたします。

市の公共施設以外では、秋田銀行大久保支店前の県道丁字路交差点に五城目警察署の依頼により、防犯カメラを1基設置しており、秋田県警察本部においても国道101号線のグランパスくらかけ付近に防犯カメラを1基設置しております。

市が設置する防犯カメラにつきましては、犯罪抑止効果や設置場所の妥当性などを踏まえ、引き続き、警察と連携を図りつつ調査・研究するとともに、防犯カメラの設置に係る費用の一部支援につきましても、近隣市町村における取組の成果などを調査・研究してまいります。

○議長（小林悟） 10番鈴木司議員、再質問ありますか。10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） ありがとうございます。先ほどコミュニティの関係から答弁を順次いただきました。その中から私の方でも順次、再質問なりをさせていただきます。

一つは、いわゆる自治基本条例の中に定めてあるとおり、これまでの補助支援というものをベースとして、いわゆる危機感を持っているという認識をまず持たなきゃいけないわけですが、自治基本条例に書いてあるものをそのまま踏襲しているような感じがするわけです。

まず一つ、具体的に、本当にこの現状たるものは、やはり少子高齢化であったり、会員の不足であったり、いろんな組織、団体が縮小化、弱体化しているという現状に対して、どういう認識を持っているのか、この点について私どもと認識を共有できるものなのかどうか、そこからまず市長の方から伺います。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

本市における現状の地域コミュニティにつきましては、鈴木議員がおっしゃるとおりの認識を持っております。そうした地域の現状認識を踏まえた上で、現在、市としても様々な施策を展開しているわけでございます。

一義的には自治会等、高齢化に伴いまして担い手不足等もございまして。一方では、追分地区のように若い方々が移住されてこられる。人口規模的には適正でありながらも、なかなか町内会活動には参加できていない状況があると。このいわば過疎地とそういったその住宅振興地の二極化というのが本市の大きな地域における課題の一つだと認識しております。

そうした課題の不均衡感といいますか、若干偏重になっているような状況につきましては、今後の自治会の支援の在り方も踏まえて、現在、庁内においても検討している状況でございますのでよろしく願いいたします。

○議長（小林悟） 10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） 市長は同様の認識を持っているというお話でした。

一つには、いろんな各種団体に補助金なり交付金なりというものが出されているわけですが、この費用対効果なり、あるいはその後のいわゆる方向性というもので、何か組織、団体で、こういう方向性を出していくという見通しなりがありましたら披れきいただきたいと思っております。

一つには、補助金等々の費用対効果についての考え方、そして、団体におけるこれか

らの有り様というものについての基本的な考え方、ひとつよろしくお願いします。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 鈴木議員の再質問にお答えします。

本市の持続可能な行政運営を考えた上で、ただいまお話のありました各種団体への支援の在り方、こういったものについても見直しは必要になってくるものであると認識しております。そうした下、本市の将来的な人口規模であるとか財政規模、そうしたものを踏まえた上で新年度、毎年度行っております行政見直し、サマーレビューでございますけれども、その中においても、やはり今後はそうした団体等への支援、費用対効果も含めた形での見直し、検討が必要であると認識しております。

○議長（小林悟） 10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） 見直しは、やはりその検討する段階では、そうした補助金等々の在り方も検討課題に上っていくということなのですが、私は基本的に、この中でも、いわゆるそれから議会報告会の中でもありましたように、やはりその組織、団体がいっぱい数あるわけですが、みんな減少してきていると。こういう状況を打破していくためには、当局からもお話がありましたように、やはりいわゆる団体同士がつながりを持っていくという、そういう体制づくりというものがやはり構築されていかないと、この後のいわゆる持続可能性というものには限りなく遠くなっていくなど、単体でやっていく分については、限りなく無理があるなど思っています。

そういう点では、いわゆるその全庁的な取組はもちろんですが、それを含めて、やはり各団体を巻き込んで、いわゆる検討課題としてそ上して、みんなで検討する。各団体の意見というものも集約しながら、いわゆるその検討会を立ち上げるというような、私は是非とも必要だと思うんですが、市長の見解をお伺いします。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 鈴木議員の再質問にお答えします。

当然のことながら、そういった団体への支援の見直しとなれば、団体との十分な話し合いとご理解をいただかなければ実施できないものだと思っております。その話し合い、検討の手法については、今この場で明確なお答えをすることはできませんけれども、いずれしっかりとそういった見直しをする場合には、団体の方としっかりと話し合いをした上で進めていきたいと思っております。

○議長（小林悟） 10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） 今回のいわゆる市長の施政方針並びに主要施策の中で、いわゆるそうしたコミュニティの現状というものに対して危機感を持ち、そして、それをやる検討していくんだという、施策として掲げています。よかったなど、私は率直に、この後どういう展開になっていくのかはさておきましても、前向きな取組をされていくんだなどということを理解しました。

やはりその時においてそういう団体の意向なりも確認していくということですが、やはりいろんな団体が、やはりどのぐらいの団体があって、どのぐらいのところで大きなくくりができるのか、いわゆるそのいろんな福祉なら福祉、あるいは産業なら産業、いろんな団体があるわけですが、そういうくくりの中で、やはり第1段階はこういう形でやる、第2段階はこういう形でやるというふうに、やはり組織の有り様というものを見つめ直していく、そういう作業がやはり必要だと思うんです。どうしてもその環境というものが従来と変わっているという状況がありますので、その点はひとつ、より具体的に、そしてまた、いつ頃までそういうものを示していただけるのか、その点についてのいわゆるスケジュール等ありましたら、ひとつもう一回お願いします。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 鈴木議員の再質問にお答えします。

具体的なスケジュールについては、今、しっかりとした明言はできない部分があるんですけども、そこはちょっとご理解いただきたいんですが、いずれにしても、こちら側からも様々そういった団体の支援の在り方の見直しもしますけれども、やはり昔と違ってですね、今の時代背景も踏まえた上で、議員のおっしゃるとおり、団体側の意識改革というか、そういったその組織の今後の新しい形であるとか、そうした意識改革的な要素も、やはりこういった支援の見直しをする際には大事な要素だと思っております。そういった意味も含めまして、繰り返しの答弁になりますけれども、本市とそういったその支援団体と、しっかりと協議をした上で見直しや今後の在り方、そういったものを今後検討していきたいと思っております。

○議長（小林悟） 10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） 人口減少というのは全国的な大きな課題でして、それぞれやはり我々のところも含めて、やはりこの先の有り様というものは、大変厳しい状況かな、それに対してどういう手立てを講じていくのかということが行政課題の大きな一つになるだろうと思っています。

一つには、他県のところで、地域運営組織というものが設立されて、そしてその中で、いわゆるいろんな団体が連携しながら、いろんな、このときはこういうふう動く、災害のときはこういうふう動く、いろんな動き方というものがきちっと構築されていくような組織運営というものが構築されている市町村があるということです。そういう点も、先進地を含めてる検討していただきながら検討会のところの視野に入れていただきたいと思います。

それから、2問目です。

学校給食の関係です。昨日も国会の方で討論、審議されてきました。ようやくそれこそ高額療養の関係が、方向性が見えてきた段階で、学校給食というものも、その論点に挙がってきているということでもあります。

本市のいわゆる給食への取組というものが、やはり早晩にも国・県が動く状況下が見えてきているかに思います。そうしたところに待って手を打つのではなくて、いわゆる近隣町村が全部やっていて潟上市だけがやれないという、こういう状況というのは、市民からにとっては大変理解に苦しむものであると思いますし、また、それこそ事業の、いわゆる予算の重点配分というところから見たときにも、私は市長の姿勢から見たときに、一丁目一番地が子ども支援ということを常に掲げていますので、その点でいけば、子どもの支援のための事業を展開しているんですが、それがいわゆる総花的になっているのではないかと。やはりこれが一番、給食費が一番効果があって、今この時期がタイミングとしていいのかなとも思いますが、その点についての市長の考え方、もう一回お願いします。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 鈴木議員の質問にお答えします。

現在、国や、そしてまた県の方、今度の知事選挙に立候補される方も給食費の無償化というのもうたっております。そうしたものも含めまして、国や県の動向等も、一つには本市としても注視していかなければいけないと思います。こうした大きな事業や政策を決定していく上で、やはり市としても本当に効果的な事業であるのか、そういった検証も一つには必要だと思っております。

現在、ご存じのとおり潟上市、社会増が続いております。そしてまた、出生数につきましても、おおむね増減はあるものの横ばいの状態で近年は推移しております。そしてまた、この社会増によりまして30代を中心とする夫婦が移住してくる関係で、10歳以

下の子育て世帯、こういった人口も増えている状況にあります。そうした中で将来における人口減少対策として、本市においても給食費の無償化につきましては、今年度においては就学前児童、いわゆるこども園だとかそういった部分については、今年度から無償化も実施しておりますし、小学校以降につきましては、かたがみ未来子育て応援事業であるとか、あと、高校生までの医療費の完全無償化、こういった事業などによりまして、全体的な子育て家計を支えるような施策を現在展開しております。

それに加えて、今後の国・県の状況を見ながら、本市にとってもその給食費無償化というものが少子化対策に効果的なものであるということであれば、本市としても今後は検討していかなければいけない課題であると認識しております。

○議長（小林悟） 10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） もちろん事業を展開する上では、少子化というものに対してどう対応していくかということで、今、市長の方から効果があるのであれば、それはまずいろいろ検証しながら取り組む時期が来るであろうというニュアンスだったと思います。

やはり国・県においてもそういう方向性があるということを見たときに、本市でもって、いわゆる今、人口がそれなりに伸びているのは、やはり区域が特化されているという状況下があるわけですし、それを含めても、子育てにいわゆる厚い市であるという、このことをもう少し大きく取り上げていく姿勢というものが私は必要だろうと思っています。理解をもらうという、このことを思いますので、ひとつ、いろいろ県なり、あるいは国なりでやっているところの動向等を加味しながら、やはりいち早い給食費の無償化というものを実現していただきたい、これがやはり一丁目一番地だと思います。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） いずれ少子高齢化の中では、子育て支援というものも重要だと思っています。本市においても、そういった意味では各種事業を行うことによりまして、現在の社会増を支えている中には、そういった移住者の声を伺いますと、非常にまず子育てに手厚い町であるという、そういった認識もございます。こういったものについては、この後についてもどんどんどんどんPRしていきたいとも思っております。

そうした中で、さらにというご質問でありますけれども、それについては繰り返しになりますが、子育ても大事ですけれども、高齢者もまだまだ増加していきましますし、先ほどの地域コミュニティと同じように、一人暮らしの高齢者等も増加してまいります。そうした子育て支援もしっかりやる町だと、名実ともにしっかりそうした全体の市民も幸

せを実感できるよう支えていく市であると、こういった市民全員が安全・安心に暮らせるまちづくりというのも、私の目指すまちづくりでございますので、そうしたことも含めながら今後の施策等を検討してまいりたいと思います。

○議長（小林悟） 10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） いわゆるその流山市が今、人口、いわゆる移住者として全国一の市としての現状があると聞き及んでいます。やはりここは、子育てというところに関してのものを、やはり特化してやってきた、そこの首長さんの考え方があったわけです。ですから、そういう点でいけば、いわゆるそのかかる経費というものを、どういうふうにして市民の方々に理解し、伝えてもらえるか。高齢者、私どもも同じなんですが、やはりそれ、子どもにかかる経費というものを、そんなに削ってまでどうのこうのということではなくて、やはり私どもが譲れるところは譲りながらも、やはり政策を前さ進めていくという考え方、これが市民の大きなやはりその考え方の骨子だと思うんですね。ですから、それを踏まえながら、やはり子育ても、もちろんそれから市民が納得のできる、いわゆる行政運営をお願いしたいと思います。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

私も千葉の流山市の取組については非常に注目しております。ただ、確かに成功事例として大変非常に最近は取り上げられておりますけれども、流山市は首都圏にある市でございます。今、市議もご存じのとおり東京への人口の一極集中というか、そういった形で増加するところに対して非常に都内でのマンション等も高騰している。そういった状況の中においては、若干通勤距離があっても離れたところに家を持つ、そういったニーズに対して流山市がしっかりと子育てというテーマを持って、そういったニーズに沿う方々をしっかりとキャッチしていると、そういった流れがあるのではないかと私自身も分析しております。

一方で、秋田県は、本市も秋田市のベッドタウンとして最近、先ほどもお話したとおり社会増等も進んでおりますけれども、一方で秋田県全体は人口減少社会の中で、どんどん人が流出していくと。この状況の中で本市においても、ただ単に近隣の移住等に頼るだけでは、当然ほかの市が成り立たない状況になりますし、秋田県全体の経済も縮小していくと。そういった意味においては、今のその人口の流れからすると、なかなか一概に流山市の取組を受け入れるということは、また一方ではちょっと本市の状況を

しっかりと見た上で施策を展開していかなければいけないのではないかと考えています。向こうにおいては、やはりニーズからすると園バスというので送迎だとか、そういったサービスをしております。一方で、うちについては車社会の中で園バスを利用する保護者がいないということで今年度から園バスを廃止しております。そうした本市を取り巻く状況であるとか、今後の流れ、そういったものは私も市政のかじ取り役としてしっかりと見定めた上で今後の施策を展開していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小林悟） 10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） いずれ子どもの生まれる数というところでいきますと、追分地区の方が突出しているところもあります。しかしながら、それを全市的に広げていくという手だてが、やはりもう一手必要だなということに学校給食もあると私は考えていますし、その点を含めながら、いずれここに生まれた子ども方が、この町で、この市で育ち、そして大人になっていくという、そしてまたふるさと回帰をするというふうな、そういう循環性をつくるがために、やはり市としての思い入れというものがきちっと保護者に伝わっていただけるようお願いしておきたいと思っております。

それから、3点目の公会計の方なんですけど、わかりました。で、実際には、国の流れとしては、公会計として市の方で、あるいは自治体でもってそれを担うという方向性が示されているようなんですけど、それがなかなか進展していかないということなんです。そこについて、現状だけお話いただいたんですけど、実際にどうあればいいのか、どうあるべきなのか、この点について部長なり教育長の方から伺います。

○議長（小林悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

公会計、国の方で進めている以上は、やはり公会計であるべきが正しいと思っておりますけども、現状でお話しますと、現在、公会計にして、多額のお金をかけてシステムを入れて事業を見直ししても、現在の状況そのままいくと事務的な経費、事務的業務量は減らないと考えております。うちの方は自分の方の学校で、各学校で給食を作って会計を、その各学校で実施しておりますので、そこら辺の見直し等も含めないと実際には効率的な会計はできないと考えております。

以上です。

○議長（小林悟） 10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） 学校の方で会計処理をしているという状況が見えてくるわけですが、いずれ公会計が適当だという方針が出されている背景というものは、やはり働き方改革なりということがあると思うんですね。で、もちろん市の方で受け入れるにしても、その働き方というものが影響してくるわけですが、いわゆる教職員の学校給食に携わる方々の働き方というものを含めて、こういう状況下が生まれていると思うんです。ですから、その点でいったときに何か不都合があるかないか。今やっている分について、いわゆるそのヒアリングなりはしたことありますか。

○議長（小林悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校給食の会計とか事務の関係は、学校の教師が行っているわけではなくて、学校の事務職員、県から来ている事務職員が行っております。その事務職員は、全てその学校の給食の会計だけではなくて、ほかの学校の備品とかそういうものの管理も行っておりますので、給食だけを除いたからといって、そんなに事務量は減りません。また、その事務量はそのまま市役所の方に来ることになりますので、全体的な事務量としては変わらないということです。

また、その話し合いですが、市役所の事務担当の方と学校の事務担当の方とで協議会を持っておりまして、そちらの方で協議しております。

○議長（小林悟） 10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） 学校の方でその事務官がそれを処理しているというお話でした。いずれいろんな振替口座等々で入金なりがされているという状況かと思うんですが、いずれそうした不合理、あるいは不適正というものが出ないような形でもって、やはり折に触れ委員会の方でも時にお話、ヒアリングに行くとかということやはり必要だと思いますので、それについてもう一回、部長の方から。

○議長（小林悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） 先ほどもお話したとおり、こちらの方の教育委員会の事務局の方と学校の事務員の方と協議会を持っておりまして、年に2回ほど集まって、その都度いろいろな問題があれば、その都度話し合いもしておりますし、そういう事業は行っておりますので、今後もそちらの方からご意見を聞きながら実施していきたいと思えます。

○議長（小林悟） 10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） 次にそうすれば三つ目の防犯カメラなんですが、ご承知のように社会は非常に明日の日に何があるかわからないような状況下があります。そんな中でいわゆるカメラリレーということで、いろいろその足跡をたどるようなそういういわゆる手だての一つとして防犯カメラがあるということでもあります。

本市といわれる都市圏とは、また状況下が違うわけですが、少なくとも学校のいわゆる付近のところへのやはり設置というのは、将来的に考えていかなきゃならないのかなと思っていますが、その点についてお伺いします。

○議長（小林悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

縣市町村の公共施設については、それぞれの施設管理者が設置することになりますが、本市の先ほど言われました小学校、中学校については、防犯カメラが敷地内に設置されている状況であります。敷地内に設置されております。

以上でございます。

○議長（小林悟） 10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） 今、部長の方から学校の敷地内には防犯カメラが設置されているという答弁でよろしかったんですね。はい、わかりました。

そんなところで、学校関係含め、それから、クマの問題もあったりするわけですし、そういう点でいけば、安全への配慮というのは限りなくやはり最新であれと思いますので、今後もそうしたやはり犯罪等々から守れるような、そして安全で安心して暮らせるような、そんな地域社会というものをひとつ目指していただければ大変ありがたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（小林悟） これをもって10番鈴木司議員の質問を終わります。

若干休憩入れます。11時まで休憩したいと思いますので、よろしく申し上げます。

午前10時51分 休憩

.....
午前11時00分 再開

○議長（小林悟） 休憩前に戻り、会議を開きます。

1番菅原理恵子議員の発言を許します。1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） お疲れさまでございます。傍聴席の皆様、早朝より誠にお疲れさ

までございます。

本定例会では、大きく2点にわたり質問させていただきます。

質問に入る前に訂正箇所が1か所ございます。6分の4ページ、(5)県内市町とございますが、「市町村」に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、通告文に従い、大きく2点について質問させていただきます。

大きな1点目、「新しい認知症観」の普及について。

2022年の調査によると、認知症の有病率は65歳以上の高齢者で推計12.3パーセント、85歳以上になると急激に上昇し、約40から50パーセントの方が認知症になるという状況です。認知症予備群の軽度認知障害(MCI)も年齢とともに上昇しております。今後ますます認知症の方、MCIの方は増え、高齢者の3人に1人が認知症かMCIという時代になります。誰しものが認知症になり得る時代がそこまで来ております。

認知症基本法では、認知症の方を含めた国民一人一人が共に支え合いながら共生する社会の実現を目指すとしております。

認知症施策推進計画策定のポイントは、共生社会の実現を目指す上で「新しい認知症観」を打ち出している点で、①計画策定、②本人参加、③住民の理解、④バリアフリー、⑤社会参加、⑥医療と連携となっております。

認知症施策は、新しい認知症観に立って多様な主体と連携しながら進めることが重要です。柔軟な取組で、ほかの福祉計画と連動してよいなどもされております。

計画を作る上で最も重要かつハードルが高いのは、認知症の方とその家族に参加してもらい、意見を聞き、対話しながら共に認知症施策の立案に当たる部分です。まさに本人参加、住民の理解が重要です。その上で、自治体で関係機関との連携や相談業務を担う「認知症地域支援推進員」の方が中心になって、認知症の方の活動を支援しながら、当事者が認知症と診断されて間もない人の相談に乗る「ピアサポート活動」や、認知症の方同士で体験や思いを共有する「本人ミーティング」に取組を発展させていただきたいと思っております。

地方自治体の「認知症施策推進計画」は努力義務ではありますが、できるだけ策定し、本市の実情に応じた取組を進めていただきたいと思います。

認知症施策推進大綱での基本的な考え方では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとなっております。

「予防」とは「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味です。そこで、認知症施策推進計画策定のポイント等に基づき次の点についてお伺いいたします。

(1) 予防に関するエビデンスの収集の推進について。

(2) 学校教育において認知症に関する知識、理解を深めることへの取組について。

(3) 何をもって地域支援体制の強化につなげるか。

(4) 認知症の人の活動の場、若年性認知症の就労の場などの確保に向けた自治体と企業の連携について。

(5) 令和6年4月現在、県内8市町村が「チームオレンジ」を立ち上げております。本市では令和7年度に実施予定となっておりますが、その際の事業内容について。

(6) 認知症支援の現状と課題について。

大きな2点目、父親の産後うつについて。

産後うつを発症する原因は、育児への不安や家庭関係の悪化など様々です。それらの原因は男女で共通していますが、男性の場合は仕事との両立で調子を崩しやすい。真面目で優しく、妻を大事にする思いの強い男性は、より注意が必要です。仕事も育児も頑張りすぎて追い込まれ、心身共に限界を超えてしまう事例を聞きます。

発症しやすい時期は、母親の場合、初産婦では出産後2週間から1か月でピークが来ますが、父親は産後数か月以降が多い。産後、時間がたって周囲のサポートがどんどん減る一方、離乳食の用意や夜中のミルク対応など、父親でもできる育児が増え、負担が集中するためと考えられています。

本人と家族が事前に意識するポイントは、「産前産後は夫婦とも大変で、具合が悪くなりやすい時期」と知っておくことです。その上で、仕事の調整など生活の在り方を見直すとよいとされています。メンタルが不調になった場合は、一人で抱え込まないように早めに相談することも大切です。いきなり精神科を受診することに抵抗があるならば、友人や家族、かかりつけ医や保健師などに相談するとよいとされています。

進む男性の育児参加、父親の産後うつに詳しい国立成育医療センターの竹原健二政策科学研究部長は「国や自治体には、子育て中の父親を支援する仕組みづくりをお願いしたい。父親が気楽に相談できるような機会を増やすため、母親を支える既存の様々な支援・サービスに、父親支援を上乗せする形も有効と言える。子育ては本来楽しいもの。大変な側面もあるからこそ、我が子の成長する姿に感動が生まれる。夫婦ともに子育て

の喜びを心から実感できるよう、社会全体で支援を進めていくことが大切だ」と訴えております。

以上のことを踏まえて、全ての子育て世帯が健やかに育児ができるように、今後、母親だけでなく父親にも焦点を当てた産後うつ支援の実施について、また、産後うつに関する知識を社会全体へ周知することや相談体制の整備、職場での理解促進、予防と治療の充実の取組についてお伺いいたします。

以上、壇上から大きく2点にわたり質問させていただきました。ご答弁のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（小林悟） 当局より答弁を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） 1番菅原理恵子議員の一般質問の一つ目「新しい認知症観」の普及について」お答えいたします。

ご質問の1点目「予防に関するエビデンスの収集の推進について」お答えいたします。

認知症予防の推進に当たっては、これまでも国や医療、教育、研究機関等から発信される認知症及び軽度認知障害（MCI）の予防に関するエビデンスの収集を行い、本市の介護予防事業に取り入れるよう努めております。

また、令和3年度には、介護予防事業の一つである「短期集中サロン化支援事業」において、提供プログラムに関するエビデンスの評価を行っており、事業の開始前と開始後の心身機能についての評価と結果に関し、秋田大学高齢者医療先端研究センターへ分析を依頼したところ、認知症予防プログラムとして有効であるという報告結果を受けております。

今後も、介護予防事業等を通じて、予防に関するエビデンスの収集に努めてまいります。

次に、ご質問の2点目「学校教育において認知症に関する知識、理解を深めることへの取組について」お答えいたします。

令和6年12月に策定されました国の「認知症施策推進基本計画」には、地域の認知症の人との交流活動や、認知症サポーター養成講座等の実施による「学校教育における『新しい認知症観』への理解を深める教育の推進」が示されております。

本市では、中学校において「認知症サポーター中学生養成講座」を行い、認知症についての正しい知識を身に付け、地域社会全体で認知症の人の生活を支える取組を学んでおります。

小学校においては、コロナ禍以前は、高齢者福祉施設等への訪問を行い、交流活動を実施してきていたところですが、学校教育の様々な学習活動を通して、誰もがなり得る認知症について、子どもたちが自分事として考えを深めていけるよう、働きかけてまいります。

次に、ご質問の3点目「何をもって地域支援体制の強化につなげるか」についてお答えいたします。

認知症に関しましては、啓発活動の成果もあり、以前に比べて社会的認識は高まっておりますが、まだまだ正しい理解が十分ではなく、偏見や誤解により、認知症当事者が社会的に孤立しやすい状況であると認識しております。

また、認知症の初期症状やその対応方法についての知識が不足している方も多いため、早期発見や適切な対処が遅れ、認知症が進行してから初めて相談機関につながるケースも少なくありません。

地域における認知症支援体制を強化するためには、地域住民、教育関係者、事業者等地域の多様な主体が「新しい認知症観」に立ち、それぞれ自分事として捉え、連携・協働して施策に取り組む必要があることから、認知症に関する啓発活動を強化し、正しい理解を深めることで偏見や誤解が解消されるよう、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

次に、ご質問の4点目「認知症の人の活動の場、若年性認知症の人の就労の場などの確保に向けた自治体と企業の連携について」お答えいたします。

認知症の方の活動の場については、地域住民や周囲の方々のサポートが必要となることから、認知症に関する理解と正しい知識を身に付けていただくため、市民を対象とした認知症サポーター養成講座を実施しております。

若年性認知症の方の就労の場などの確保に向けた自治体と企業の連携につきましては、若年性認知症の方の就労の場の確保は非常に難しい状況であるものと認識しており、地域住民に対する活動と同様に、地道ではありますが、企業に対しても認知症に関する啓発を行うなど理解が進むよう努めてまいります。

次に、ご質問の5点目「チームオレンジについて」お答えいたします。

本事業では、令和6年度にモデル事業として地域の既存サロンから選定した2地区を正式に潟上市チームオレンジとして登録し、定期的なフォローアップの機会に活動への助言等を行うこととしており、潟上市チームオレンジ事業についての普及啓発を併せて

行うことで、新たなチームオレンジの立ち上げに対する支援にも取り組んでまいります。

次に、ご質問の6点目「認知症支援の現状と課題について」お答えいたします。

現在、市では、県の認知症サポート医に相談できる「もの忘れ相談会」及び認知症当事者を支える家族をサポートする観点から「認知症カフェ」を実施し、認知症の早期発見・早期治療につなげる機会や、家族介護の悩みや不安を共有することができる場所を提供しております。

先にも申し述べましたとおり、認知症に関する理解と正しい知識を身につけていただくため、各種事業に継続して取り組んでまいります。

続きまして、一般質問の二つ目「父親の産後うつについて」お答えいたします。

ご質問の1点目「父親にも焦点を当てた産後うつ支援の実施について」お答えいたします。

妊娠・出産は、女性だけでなく、パートナーである男性にとっても大きな出来事であり、「親」になる準備が始まることから、本市子育て世代包括支援センターでは、安心・安全に出産・子育てができるよう、保健師・助産師、臨床心理士等が、母親のみならず父親（パートナー）も対象とした相談支援を行っております。

また、母子健康手帳交付時や家庭訪問、乳幼児健診など、様々な場面で父親が同席するケースが増えており、こうした場면을父親支援の機会として捉え、健康状態の聞き取りや育児不安・育児ストレスの訴えを傾聴し、抱えている悩みや不安の軽減を図るとともに、産前産後家事ヘルパー等の子育て支援サービスの情報を提供し、育児負担の軽減につなげております。

次に、ご質問の2点目「産後うつに関する啓発や相談体制の整備、職場での理解促進、予防と治療の充実に関する取組について」お答えいたします。

妊娠届出時に父親に対して、出産・子育ての知識とワークライフバランス（仕事と生活の調和）を支援する制度の情報が記載されている父子健康手帳を配布しております。

また、妊婦と夫（パートナー）を対象にした両親学級「プレパパ・プレママ教室」は、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の習得と慣れない育児から来る心身の不調への対処方法について学びながら、参加者同士で情報交換するなど仲間づくりの場にもなっております。さらに、窓口や電話、ビデオ通話によるオンライン相談のほか、家庭への訪問も行っており、状況に応じて医療機関等を紹介するなど早期の支援につなげております。

産後うつに関する事業者への働きかけは行っておりませんが、今後も、広報・ホームページなどを通じて相談窓口などの情報を提供しつつ、父親が孤立することなく安心して子育てができるような教室等の開催や相談支援の充実に努めてまいります。

○議長（小林悟） 1番菅原理恵子議員、再質問ありますか。1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） まずはじめに、新しい認知症観というものをちょっと説明したいと思います。

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人ひとりが個人としてできることややりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間などつながりながら希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

先ほどの答弁で、国や医療などから発信されたエビデンスに努めている。秋大に依頼し、効果があるものをいただいているというような答弁でございました。

予防とは、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を穏やかにするという意味でエビデンスの収集の推進についてお尋ねしたところでした。

厚労省では、認知症施策推進計画が昨年12月3日に閣議決定されました。基本的施策で認知症の予防等について、認知症の人を含む全ての国民がその人の希望に応じて新しい認知症観に立った科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにすること、認知症の人及び軽度の認知機能の障がいがある人が、どこに暮らしていても早期に必要な対応につながることをできるようにすることを目標としております。

認知症の人及び軽度認知症の人が、どこに暮らしていても早期に必要な対応につながることを目標にしている予防でございますので、この予防について再度お尋ねしたいと思います。取組についてでしょうかね。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまの再質問にお答えいたします。

予防の件ですけれども、地域包括支援センターでは、地域の老人クラブ、または自治会などを主体とした高齢者サロンを対象に、介護予防学習会を実施しております。その中で認知的な予防だけではなく、身体機能の維持とか向上につながるような、総合的な内容で教室を開いております。

以上でございます。

○議長（小林悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） 現在、予防学習を開催しているという形で、認知症は学習会を開

催していて、それでよしとしているような傾向が見られるような感じがいたします。ただ、この新しい認知症観というのは、先ほども申し上げましたように、一人一人が個人としてできること、やりたいことにつながるような、そういう施策を打ち出しております。そういう施策について、どのようにして、どこにいても、認知症の人が自分らしく生きられるのかを、施策をもって示していただきたいと思います。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

新しい認知症観といいますのは、それこそ新しい考え方でありまして、先ほど議員申し上げましたとおり、認知症になったら何もできなくなるということではなく、個人個人やりたいこと、できることを住みなれた地域で、仲間等とつながりながら希望を持って自分らしく暮らしていくという考え方ではありますが、まだまだ本市の中でも、全国的に見ましても、認知症に対する誤解や偏見、例えば先ほども議員申しましたとおり、認知症になると何もわからなくなる、できなくなるという考え方が根強く残っているというところがありますので、まずはこの新しい認知症観というものを広く周知、啓発しながら、同時にその介護予防であったり、認知症に関する新しい知識であったりというのを教室の中で展開していきたいなど考えております。

以上でございます。

○議長（小林悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） （2）の学校教育においてについて移りたいと思います。

中学校2年生を中心に認知症サポーター養成講座を今開催しております。その中で毎年2年生を対象に講座の開催を行っていると思いますけれども、受講後の生徒さんからいただいた感想等について何かございましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（小林悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えいたします。

認知症サポーター中学生養成講座、これは平成23年度から毎年行われているものでございます。

受講した中学生からは、自分の身内も含めて、あるいは地域の方々も含めて、認知症に対しての認識が改まったと、身内の人に対しては優しく接していかなくてはいけない、あるいは、見かけたら声をかけたいと、そういうような非常に肯定的な意見も聞かれています。

以上であります。

○議長（小林悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） 教育長、すみません、ありがとうございました。

認知症に関する国民の理解の増進等で、学校教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進ということで、子ども、学生に対して、新しい認知症観の実践的理解を深められるよう、認知症の人の参加も得ながら、認知症サポーター養成講座や認知症に関する地域に密着した継続的な教育、交流活動を実施するというようになっておりますけれども、この点についてお考えを再度お聞きしたいと思います。

○議長（小林悟） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域においてどのように交流をしていくかということでもありますけれども、これまでコロナ禍以前は小学生たちが高齢者施設を訪れて交流をしたり、あるいはその認知症サポーター養成講座等では、ロールプレイなどを通して具体的に、どのような対応をしていけばいいかということを学んだりというような、その具体に即した、現実の場面に即した教育が展開されております。

そしてまた、現在、中学校2年生が行っておりますキャリアスタートウイーク等においても、中学校2年生が各学校で3校ぐらいずつ高齢者施設を訪れて、高齢者との交流も行っております。

まだ学校現場に認知症の方を招いてという、そういう取組は行われていないようではありますけれども、各学校で認知症についての知識、理解を深めていくという、そういう取組の中で、そのような取組も推進されていくのではないかなと考えているところであります。

以上であります。

○議長（小林悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） 教育長、ありがとうございました。

（3）の何をもってというところに移りたいと思います。

この認知症に対して、私自身が見守ることはできるんですけれども、それ以上、入り込んでいられないというような、そのジレンマというものがございます。そのうち相手の方が、病状が進んでいくことが多々ありまして、そういったときに早期発見し、本人

の意思に基づいた支援策の必要性を感じておりますけれども、先ほどの答弁にございましたように、正しい理解がまだまだである。初期を発見できずに早期発見が遅れているという問題点もございました。やはりどのような形でその認知症と関わっていくのかというものが今後の課題になってくると思いますけれども、早期発見が遅れているというだけではなく、じゃあどのように施策をもって早期発見につなげていくかということも再度お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

認知症の早期発見が一番重要だと認識はしているんですけれども、それを一早く発見し、関係機関につなげるということは、議員おっしゃったように行政にとってもとても難しいところでございます。ですので、地域包括支援センターでは、医療機関をはじめ介護事業所、例えば今日いらっしゃる民生児童委員の方々、関係機関の方々と連携しながら、情報をいただいたり、関係機関につなぐなどというような動きをしたいと努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） 医療機関、介護施設等の情報を基に進めていくというような答弁でございました。やはり私、勉強しているうちに、生活習慣病、運動不足等々で認知症になる方もいらっしゃるということでありました。そうしますと、医療機関、介護施設等の情報というのは、どんな情報を基にして早期発見につなげていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

医療機関からの情報提供ということでしたけれども、例えばご家族の方がなかなか窓口に来れなくて、お医者さんに行ったときに相談という状況もあります。本人がなかなか自分から相談するということはありませんので、ご家族から医療機関の方に受診した際にこういう情報提供がありましたということで行政の方に入る場合もございます。あとは、市の検診の中でそういう身体的機能とか、あとはその場で寄せられたご相談から判断して、支援が必要な人ではないかということで訪問という流れになる方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（小林悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） チームオレンジに移りたいと思います。

チームオレンジ、先ほど通告文で、県内 8 市町村がチームオレンジを取り入れております。令和 6 年 4 月 1 日現在で 8 市町村が事業として取り上げております。能代市、男鹿市、由利本荘市、北秋田市、にかほ市、上小阿仁村、藤里町、羽後町となっております。能代市は令和 3 年に、男鹿市は令和 5 年に設置いたしました。

男鹿市の例をとってみますと、活動内容は、認知症サポーター養成講座の運営、カフェの運営、見守り支援をチームオレンジ小鳩として運営しております。

先ほどの答弁ちょっと聞き漏れたんですけれども、再度チームオレンジに関しての考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

チームオレンジについてでございますが、先ほどの答弁と重なるところがありますが、お答えいたします。

この度、平成 6 年度にモデル事業として地域の既存サロンから選定した 2 地区、どちらも天王地区であります。正式に潟上市チームオレンジとして登録しております。

新たなチームオレンジの立ち上げにつきましては、幾つか立ち上げたいというご相談はいただいておりますが、まだ 7 年度以降、立ち上げるチームはまだ決まっておりません。

以上でございます。

○議長（小林悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） チームオレンジは 6 年前から開始しており、本市での第 8 期計画推進進捗状況の中でも認知症サポーター養成講座では、サポーターの活躍の場を見出せないことから、長期的目標としてチームオレンジの体制について検討の必要性をうたっております。それを受けて、やはりチームオレンジっていうのは、今後大切になってきます。そのチームオレンジには、認知症の人もメンバーとしてチームに参加することが望ましいとされておりますけれども、認知症の人のメンバーと取扱いというのをどのようにしていくか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

チームオレンジのメンバーの取扱いということでしたけれども、その2地区の中には認知症本人の方は入っておりません。今後、入るとすれば、まだそれについての取扱いにつきましては、まだこちらの方では固まっておりませんので、今後の検討課題としたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） チームオレンジの三つの基本ということで、認知症サポーターと本人、家族を中心とした支援、①がステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。②認知症の人もチームの一員として参加している。③認知症の人と家族の困り事を早期から継続して支援ができる。これがチームオレンジの整備としております。それを参考に、いち早くチームオレンジを立ち上げていただきたいということをお願いして、この点については終わりたいと思います。

大きな2点目の父親の産後うつについて質問させていただきたいと思います。

国立成育医療研究センターが実施した調査では、1歳未満の子どもがいる家族のうち、メンタルヘルスに不調を来すリスクがあった父親は全体の11パーセント、これは母親とほぼ同割合だそうです。産後うつは両親だけの問題ではなく、子どもへの影響もあるため、しっかり考えていかなければならないとのことでした。

先ほどの答弁では、パートナーに子育て支援センターで相談支援を行っている、同席する場合が増えてきたというようないい報告もあり、感激しております。ただ、全ての子育て世帯が健やかに育児できるよう、父親にも焦点を当てた産後うつ支援の実施についてということで、再度この産後うつ支援の実施についてをお尋ねしたいと思っております。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

父親のうつの発症につきましては、女性と同程度の約10パーセントで発症するということは、市側でも認識しております。

その中で父親のうつに対する支援でございますけれども、産後うつに特化した支援は行っておらず、相談があった場合、それに対して必要があれば関係機関につなげるということを行っております。ですが、現在、その父親の訴え、その心身の不調の訴えとい

うものは、1件あっただけでして、今後、それこそ当事者だけでなく広く市民の方にも周知して行って、父親にも産後うつがあるんだよということを周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） 相談体制の整備についてなんですけれども、乳児全戸訪問事業でなるべく父親にも同席していただき、相談できる体制にしていきたい。また、かたゝるんで相談体制に加え、アプリを活用した相談にも父親の支援をお願いしたいと思えます。この父親のアプリの登録数というのを把握してありましたらお知らせいただきたいと思えます。

○議長（小林悟） 暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

.....
午前11時43分 再開

○議長（小林悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

母子手帳アプリの登録者数でございますけれども、今、手持ちにあるのは令和5年度の登録者数でして、762人となっております。

以上でございます。

○議長（小林悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） ありがとうございます。令和5年度で769人がアプリを登録していると。そのうちで相談件数、相談する方っていうのはいらっしゃると思うんですけれども、父親に対してそのアプリを推進しながら相談体制を整えていただきたいなという思いもありますが、その点について再度お尋ねしたいと思えます。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど来お話ししておりますが、例えば妊婦健診から両親教室までの教室の中で父親の参加がとても増えてきたという背景がありますので、その機会を捉えて父親の方にもお話を伺ったりということは継続していくこととしております。

あとは窓口、電話、オンラインによる全体の相談件数ですが、父親からの相談というのは、先ほども申しましたとおり5年度については1件しかありませんでした。全体の相談件数はといいますと、令和5年度で155件ございました。

以上でございます。

○議長（小林悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） ありがとうございます。先ほどの答弁でオンライン講座も行っているというようなことございました。やはりオンライン講座も行っているのでしたら、その点でまた相談が、プライバシーもあるので難しいかなという思いもあるんですけども、オンラインも活用した相談体制もできるのではないかなと思いますけれども、その点について、ごめんなさい、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

オンラインによる相談ということではありますが、現在行っております。

以上でございます。

○議長（小林悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） わかりました。ありがとうございます。

いきなり精神科を受診することに抵抗があるならば、友人や家族、かかりつけ医や保健師などに相談するとよいとされております。子育ては大変ではあります、それ以上に喜びもあります。家族というチームで子育てを楽しめるように、今しかない時間を大切にしながら過ごせる社会を創ることが大事なのではないでしょうか。子育ての喜びを心から実感できるよう、更なる支援策を進めていただきますよう切望し、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小林悟） 1番菅原理恵子議員の質問を終わります。

暫時休憩したいと思います。昼食のため、再開は1時半にしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午前 1 1 時 4 7 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（小林悟） 休憩前に戻り、会議を開きます。

12番石井和人議員の発言を許します。12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 12番石井和人です。傍聴席の皆様、本日はお忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。

当局の皆様、質問の機会をつくっていただき、ありがとうございます。また、日々市民のためにご尽力いただいていることについて、感謝しております。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

文化財の保存と活用について。

文化庁では、文化財は我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産であると言っています。

国は、文化財保護法に基づき、重要なものを重要文化財等とし、選定や登録も行い、保存修理や公有化等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っています。また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど、文化財の活用のための措置も講じています。

日本には、歴史文化を支える多種多様な文化財が多数存在し、過疎化や少子高齢化に伴い、各地の文化財の管理が難しくなっていると言われていますが、潟上市では文化財をどのように管理しているのでしょうか。

石川理紀之助遺跡に関しては、資料館があり、適切な保護と展示が行われています。しかし、八郎潟の干拓以前から使用されていた漁撈具^{ろう}についてはどうでしょうか。干拓以前の八郎潟は、周辺市町村の生活と密接な関係にありました。そのことは、当時の写真からも知ることができます。

潟上市の重要な観光拠点である鞍掛沼公園内スカイタワーの2階には、潟の民俗展示室がありますが、私が確認した限り、エレベーターは1階と展望室との往復だけで、2階にはほとんど止まることがありませんでした。

昭和地区には、八郎潟漁撈用具収蔵庫がありますが、魚撈具は、公開されることなく収蔵庫の中で眠ったままです。

県指定の重要な文化財であるくり舟は、調査の結果、鎌倉時代（1200年代前期）に製造されたとみられています。しかし、1965年に湖底から出土してからは保存状態が良いとは言えません。湖底の低温低酸素状態に比べ、雨風にさらされる収蔵庫の床下に置かれていることから、劣化の速度が著しく増加しているはずです。

鞍掛沼公園に保管中の潟船は、雨ざらしのまま、現在の保存状態は適切ではありません。

旧昭和中央保育園には、市が保管している文化財と同等の価値あるものが多数保管されていますが、保管場所は、床がたわんだり、隙間風が入るため、廃墟のような印象を受けるほどです。今後も旧保育園で保存を続けるとしたら、改修が必要ではないでしょうか。新しい保管場所を検討するなら、東湖小学校が適切かと思います。

潟上市には重要文化財等が6件（国指定4件、県指定2件）あり、そのうち八郎潟漁撈用具は、78点、1隻です。漁撈用具については、重要文化財の申請が済んでいないものが1,353件あると関係者から聞いています。

上記のことから、文化財の保護には、学芸員の資格を有する職員や見識のある者を文化財の担当とする必要があると思います。文化財は、文化財保護法に基づいて適切に保護する取組を積極的に取り入れることが必要です。

私は、潟で使用された漁撈用具は、月日がたつほどにその価値を増してくると考えています。うたせ船といえば、潟を連想するものとして知名度が高いと思いますが、漁撈用具や民具の中には認知度の低いものもあると思います。例えば、雨具として使用されていたケラは、水生植物のモクで作られたものがあります。そのモクは、干拓の影響で絶滅しました。当時の漁撈用具や民具は、潟の歴史を伝える重要なものです。今、早急に取り組まなければならないことは、これらの文化財を後世に受け継ぐために適切に管理することです。価値のわかる人なら、この保存状態を知ってがく然とするでしょう。

文化財とは、人目につかない所にしまっておくものですか。市民の多くは、潟で使われていた漁撈用具や民具がどのように保管されているか知らないと思います。文化財に関する広報は適切に行われていますか。

潟上市の「潟」は、八郎潟の「潟」から来ているのではないですか。市の名称に「潟」が使われているということをもっと重く受け止めてください。

文化財の保護については、文化財保護法第1条で「文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」とあります。

私が現状を把握した限りでは、市長は文化財への関心が低いように思われます。市長は、文化財の保存と活用について、どのような考えを持っていますか。

以上のことから質問いたします。

- 1、文化財の保存と活用についての考えは。
- 2、潟上市の魅力を高めるために、文化財や歴史的な遺産を活用する考えは。

3、文化財を保護するために、適切な管理人が必要ではないか。

4、八郎潟の歴史を伝える遺産の保存状況を改善できないか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（小林悟） 当局より答弁を求めます。佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） 12番石井和人議員の一般質問「文化財の保存と活用について」
お答えいたします。

ご質問の1点目の「文化財の保存と活用についての考えは」と、2点目の「潟上市の魅力を高めるために、文化財や歴史的な遺産を活用する考え」については、関連がありますので併せてお答えいたします。

現在、本市には国指定4件、県指定2件、市指定60件、有形・無形を含め指定文化財が計66件あり、保存、保護するための取組として、建造物等については消防設備の点検、防火訓練の実施をしており、指定天然記念物の樹木等については、樹勢回復のための処置やせん定作業等を実施しております。また、無形文化財については、地域の伝統や技術等を保存、継承していくことは重要であることから、活動団体への支援として、補助金を交付しております。

また、郷土の歴史を学ぶことを目的に、潟船保存会と市が共催し、年2回、文化財や歴史的建造物等を訪れる「潟上市の文化財巡りバスツアー」を実施しており、本年度は小玉家住宅をはじめ、豊川油田や八郎潟漁撈用具収蔵庫等を見学したほか、本年度の潟上市文化祭では、スカイタワー内「潟の民俗展示室」に展示されている漁撈用具の展示を行うなど、民俗資料の活用に努めております。

次に、ご質問の3点目「文化財を保護するために、適切な管理人が必要ではないか」についてお答えいたします。

市には、博物館法に定める登録博物館、あるいは博物館相当施設はないため、学芸員の配置は必須ではありません。現在、文化財業務を担当している職員は学芸員資格を有してはおりませんが、県等が開催する研修等を受講することで業務に必要な知識を身に付けており、今後も様々な機会を通じて有益な知識を習得できるよう努めてまいります。

次に、ご質問の4点目「八郎潟の歴史を伝える遺産の保存状況を改善できないか」についてお答えいたします。

現在、くり船やうたせ船、漁撈用具等については、八郎潟漁撈用具収蔵庫や天王グリーンランド、旧昭和中央保育園などで保管しておりますが、数や大きさ等により移動

が難しく、収納場所の面積を要することから、1か所での保管ができないのが現状です。議員ご提案の東湖小学校の活用につきましては、体育館を市民が利用できるよう条例改正案を本定例会に提出しており、現段階では小学校全体の利活用については未定となっております。

東湖小学校は、地理的にも天王本郷地域の中心的位置にあり、防災拠点や地域活動拠点など様々な利活用が考えられ、その利活用については、今後、地域からの要望等を踏まえ検討することとしておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

今後も、先人から受け継がれてきた文化財を後世に伝えるため、適切な保護方策及びより有効的な活用と発信の方法について調査・研究してまいります。

○議長（小林悟） 12番石井和人議員、再質問ありますか。12番石井和人議員。

○12番（石井和人） ご答弁ありがとうございました。

まず、1点目についてですけれども、私としては文化財の保護と活用について、大きな今後の将来性のことを聞きたかったんですけども、市として明確に保存する方向とか、あるいは活用する、この大きな、例えば計画であれば、各計画の柱となるような、そういう方向性のことをお聞きしたかったんですけども、これについてはどのようにお考えですか。

○議長（小林悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまの再質問にお答えいたします。

市全体の文化財の計画等は、作成はしておりません。

今後の方向性については、市全体の施策や財政バランスを考慮しながら、文化財は所有者が管理することとなっておりますので、それに協力するような形で潟上市文化財保護審議委員会と所有者などと協議を重ねながら、今後、保存方法、活用方法について協議していきたいと考えております。

○議長（小林悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 大きな考え方として、計画がないということですので、やはり市として文化財をどのように扱っていくか、これが一番大切ではないかなと感じています。

国では文化財に対して補助金を出すと。条件はあるとは思いますが、そういうふうな補助金を使えるような、これは例えば国だけでなく県に対してもですけども、やはり文化財は重要なものであるということは市としても改めて強調して、潟上市の持っている文化財、これを保護すると、後世にわたって伝えていくと、そういうことについて、

しっかりと方針を示してもらいたいなと思っています。こういうことで補助金を受けるためにいろいろな条件があるとは思いますが、これはやはり市長の手腕が発揮される、そういう場ではないかと思っています。

次に、2点目ですけれども、やはり今の現状、先ほどお伺いしましたけれども、バスツアーとか漁撈用具庫を見学するとか、そういうことがありますけれども、本当にわずかな、年に数回程度というようなことではないかなと私は認識しています。実際、潟上市にこういった潟で使われていた漁撈用具、あとはその民具とか、いろんなものがまだまだあるはずですよ。そういったものを今後も活用してもらいたいなと思っています。

関係者によりますと、そういう古い民具とか、あるいは漁撈用具、そういったものはあるけれども実際活用されていないと。市に相談しても、なかなか動いてくれないというようなことを聞きました。それで、そういう関係者の中では、例えば潟で使われていた漁をするためのそういった細々としたもの、漁撈用具が主なものなんですけれども、そういったものを介護施設とかで活用できないかということで、いろいろ動いてくれたりしたところもあります。そういったことに関して、私は直接その施設の中にいらっしゃる方と、その民具とか漁撈用具、そういったものを見て、どういった効果があるのかなということをちょっと確認したりもしました。私が聞き取りをしたところでは、やはり昔の物を懐かしんでいる、そういった感じで、ふだんの会話が単調な会話しかできなかったものに対して、昔はこういったものを使って生活したんだよとか、そういえばこういうのもあったんだよとか、そういうような感じですよ。すごくいい印象があったなというふうに感じています。これは例えば介護でいえば回想法とか、そういう形で昔のことを思い出して脳が活性化するとか、そういうことにつながるのだからこういう取組はいいのではないかなと思っています。

あとは、潟上市の場合、今、大きく市民センターとかありますけれども、そういったところに今使われていないようなものを展示して一般の方に、潟で実際にこういうものが使われていたんだよということを展示して皆さんに知らせるということも大事ではないかなと思います。

あとは、例えば鞍掛沼公園に潟船とかありますけれども、これについては私が見た印象ですけれども、ただそこに置かれているだけで、放置されている、そういうような印象にも捉えかねませんので、今後、そういったもの、特に漁撈具について、もっと具体的に何か活用方法は考えていないのか、その辺のことについて伺いたいと思います。お願い

します。

○議長（小林悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまの再質問にお答えいたします。

漁撈具等については、先ほど石井議員がお話したとおり、この間のさきがけの新聞でもついておりましたけれども、各その高齢者福祉施設の方に展示して良い反応があったということですので、これからも所有者と、また、うちの方の教育委員会と協力して、貸し出せるものであれば貸し出していきたいと思っております。

また、グリーンランド内に置いてます潟船についてでございますけれども、実際、移動しようとした経緯もありますけれども、いかんせん劣化が進んでおり、移動もなかなかままならないということでありました。また、置く場所についても、長さもありますし、船の数も13隻と多くありますので、今後、審議会の方と協議しながら展示の方法や保存の方法等を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 保存方法、それから活用についてですけれども、例えば潟船については、全てが良好な状態ではないかもしれません。もしかしたら、もう人が乗れないようなものもあるかもしれませんけれども、例えばなんですけれども、鞍掛沼にその潟船を浮かべて、当時のその潟船を再現するような、そういう取組をして、それを例えばインスタとかSNSに上げてみるとか、そうやって潟上市の魅力を少しずつアピールしていきけるのではないかなと思っております。

あとは、市長が取り組んでいます「かたがみ情報局」、こういうようなものも活用して広報できるのではないかなと思っております。このかたがみ情報局については、始めた頃、すごい評判が良かったんですけれども、最近どうも低迷してきているのではないかなと感じています。視聴数というのか、そういうところから。例えば今までの路線をちょっと変えてみて、例えば潟上市の歴史、漁撈具等含めて潟上市にはこういう歴史がありますよとか、そういうことをアピールできる、そういう発信、こういうのも市民の皆さんに知らせるためにやっていただきたいなと感じております。

次に、例えばなんですけれども、こういうような活用方法はいろいろあると思いますが、この件について当局ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

潟船に特化しているのかちょっとわからないですけども、質問内容わかりませんでしたけども、潟船に関しては先ほど私がお話したとおり、移動する際、グリーンランド内に置いている潟船についてはかなり劣化が進んでおり、移動するのにもなかなか苦勞するような状況でありますので、鞍掛沼に浮かべてというふうなことは多分できないと思います。

昭和の収納庫の方には1台、中の方にきちんとしたものが置いてありますので、そちらの方はご覧いただけるかなと思います。

また、先ほどこの発信についてですけども、一応まだうちの方ではパンフレット等を作って皆様の方にお配りできるような状態にはなっておりますので、そちらの方もご活用いただければいいかなと考えております。また、この後もそのPRのために、いろいろなSNS等を使ってPRは実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） ありがとうございます。

次に、3点目ですけども、やはり文化財を保護するという事は、やはりなかなか大変なことだとは思いますが。ただ、今、昭和地区にある潟船だけではなくて漁撈用具の収蔵庫、これに関しては、私が聞いたところでは、初めの計画ではその漁撈用具等を一般の方に展示して見てもらう。保存と、それから展示、これを兼ね備えた施設だったとお聞きしていますが、現実問題として、今現在ここがただその漁撈用具を収蔵する、そういう建物になってしまって、これを見学する人たちもほとんどいないような状態になっていますが、この漁撈用具の収蔵庫に関しては、今後どのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

併せて、漁撈用具の収蔵庫に、そこの下の部分、床下にくり船が保管されていますが、このくり船の扱いについても何か検討されているのか、この辺についてお伺いしたいです。

○議長（小林悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまの再質問にお答えいたします。

収蔵庫については、元木山にあります収蔵庫については、昔は開放しておりましたが、あまりにも見学者が少ないもので、今は見学の申し込みがあれば開けるという形で行っ

ております。

下に置いておられますくり船ですけれども、昭和40年に湖底から引き揚げられて、およそ大体60年が経過しております。しかし、あそこに置いた経緯については、国の審査官、ちょうどその収蔵庫の検査をしに来た審査官がそこに置いたらどうでしょうかということと置いた経緯があります。実際、あそこは高床式の床下に置いてありますけれども、普通であれば土の中からとか水の中から出した木材等はすぐに劣化して腐るのが普通ですけれども、あそこに置いているのは風通しもよく、湿気も少ないせいかわかりませんが、ほとんど木の劣化は進んでいないと、私は素人ですけれどもそういう感じで見えております。

今後、くり船については、先ほども話したとおり、審議会の方で検討しながら活用方法等、保存方法等を調査・研究してまいりたいと思います。

○議長（小林悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 今、審議会ということを言われましたけれども、それはいつ開催予定で、この審議会のメンバーというのは、どのような方を想定しているのかお願いします。

○議長（小林悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） すいません、審議会のメンバーの方、ちょっと今、資料持ってきてないのでちょっとお話できません。審議会はまだあります。審議会の方は年2回開催しております、今年度は開催予定はありません。春と11月、予算前に審議会の方を開催しております。

以上です。

○議長（小林悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 審議会について年2回開催しているということですが、やはり潟上市の文化財の状況を考えると、やはりこの審議会があるのだとしたら、もうちょっと具体的に市の方では文化財についてどうしたいのか、あとは、後世に残すためにどういことを審議会で話し合わなければならないのか、そういったことをもうちょっとできれば具体的に説明してほしいです。今後、そういうことも含めて保存方法、これについて検討してもらいたいと思います。

あとは、くり船に関しては、今現在、有形民俗…すいません、ちょっと確認します。今現在、有形民俗文化財になっておりますけれども、これについては普段使っている民芸

品とかそういうものではなく、八郎湖の底、湖底から出てきたものですので、これに関しては考古資料に当たると思います。ですので、埋蔵文化財として取り扱ってもらいたいなど、それが埋蔵文化財になるように市の方でも働きかけてもらいたいと思いますが、この辺についてどのように考えているのかお願いします。

○議長（小林悟） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木渉） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、県指定有形民俗文化財に指定されておりますけども、これは石井議員が話したとおり、民俗文化財という言葉をとった形の方に現在申請中でございます。

以上です。

○議長（小林悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） わかりました。ありがとうございます。

次に、やはり八郎湖に関する大きな意味で遺産、そういうものの保存状況を良好な状態を保って後世の方に引き継いでいく、これが重要だと思います。その点でなんですけども、私が聞いたところでは、以前、市長が自治会とか、もしくは天王本郷のブロック交流会、こういうところで関係者からその漁撈用具に関しては東湖小学校、廃校後にそちらの方に移してもらえないか、そこで保管してもらえないかという話があったと思いますが、この辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林悟） 暫時休憩したいと思います。

午後 2時06分 休憩

.....
午後 2時07分 再開

○議長（小林悟） 休憩前に戻り、会議を開きます。

鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 石井議員の質問にお答えします。

ちょっと確認できる資料が手元にないので、今、暫時休憩で確認させていただきましたけれども、恐らく私の記憶の中では、当時そういったものがあるので、保管場所として東湖小学校を活用できないかというご質問に対してお答えした記憶はございます。よろしいでしょうか。

○議長（小林悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 私もやはりいろんな関係者の方からお話を聞いて、やはり今一番

気がかりになっているのが保存と展示、これをどのようにしていけば潟上市にとって一番良いのかなというところを検討している段階ですので、是非当局の皆様からも、いろんないいアイデア、そういうのがあったらそれを参考にしたいなと思っていますので、これからもご指導をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（小林悟） これをもって12番石井和人議員の質問を終わります。

暫時休憩します。20分まで休憩したいと思います。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（小林悟） 休憩前に戻り、会議を開きます。

15番菅原龍太郎議員の発言を許します。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 傍聴席の皆様、お疲れさまでございます。市当局には、一般質問の機会を与えていただきまして御礼を申し上げます。

始める前にちょっと修正をお願いいたします。7分の4の⑤のところ、「保有林」と書いていますが「保安林」と直しておいてください。

それでは、私から大きく二つについて質問をいたします。

最初、1、森林環境譲与税についてです。

森林環境譲与税は、本年度から具体的に「森林環境税」ということで、国内に住所のある個人に対し課税される国税であり、市町村において個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収され、その税収の全額が国によって森林環境譲与税として県・市町村へ譲与されます。配分基準は私有林人工林面積100分の55、林業就業者数100分の20、人口100分の25で配分されます。

森林には国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止（CO₂の吸収）、生物多様性の保全などの様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしています。しかし、林業の担い手不足により整備に支障を来しており、森林の機能を十分に発揮させるため、各団体による間伐などの適正な森林整備が課題となっております。

森林経営上からは、管理上必要な道路整備ができていないため、本市においては伐採計画に合わせて基幹林道は県・国の補助事業として、伐採を前提に路線計画を策定し、林道を造成し対処している現状でございます。

道路網は、造林面積が集約されている地域に造成している現状と思われま

す。森林環境税は、市町村においては森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。県においては森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされております。持続可能な資源と言われている木材も、資源となるまでには、かなりの手間をかけてあげねば使えるようになりませんし、中・長期的な時間軸の中で考えて進める必要がございます。そこで、潟上市の森林環境譲与税の使途、現状についてお伺いいたします。

潟上市においても森林環境譲与税が交付され、森林の整備や林業に従事する人材の育成、作業環境整備などへの活用が期待されております。この点について当局の見解をお願いいたします。

①令和6年度の森林環境譲与税をどのように活用していくお考えでしょうか。

②集落の周りが森林区域となり、植生の変化により、動植物の生体変化があり、ヤマビル・カモシカ・クマ・イノシシ等の出没があります。植生の変化は森林と集落が近くなり、山地崩壊の災害などの危険が増大しています。また、森林区域と農用地が隣接し、日照不足により、収量の低下が著しいとされています。その他、スギ花粉の発生により、地域環境の変化もあります。集落近辺の山に関しては植生の改善を図る必要もあり、里山として整備する必要があるかと思えます。当局の見解について伺います。

③元木山公園の旧天洋の山は、市街化区域に隣接し、花粉発生の一因となっています。公園区域であり、未整備区域ではありますが、スギ花粉の飛散の状況により、脱炭素対策とあわせ、スギ花粉の一因であるとするならば樹種を変更する必要はないでしょうか。一部伐採し、杉林内を明るくし、散策道を増やす考えはありませんか。

④市内の土地利用計画の現状から、あるべき森林区域を検討し、土地利用計画と施設整備（林道等）の方向性を検討すべきと考えますが、当局の見解についてお伺いいたします。

⑤保有林内の松枯れの松林を伐採する費用及びマツの植林費用を森林環境譲与税から支出できないものでしょうか。当局の見解についてお伺いいたします。

以上について、森林環境譲与税の活用を含めた市当局の考え方をお聞かせください。

次、大きな2、令和5年度決算における経常収支比率100.3パーセントについて。

経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常

的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合を言いますが、潟上市は令和4年度が95.4パーセント、令和5年度が100.3パーセントとなっています。ちなみに、令和5年度の全県の市の平均は94.8、全市町村の平均は92.5パーセントとなっております。潟上市より率が高い市は仙北市の101.8パーセントで、次に潟上市で、令和5年度決算において100.3パーセントと、100パーセントを超えたことは市の財政運営にとりまして大変憂慮すべきことと思っております。

普通交付税の全額（経常一般財源）が、人件費、扶助費、公債費の経常的経費に支払われたことになり、政策的経費への支出余裕というものはないこととなります。

令和5年度の決算資料3ページに市税が2パーセント増となっておりますが、これは人件費のアップによる市民税所得割の増加と企業業績のアップと軽減措置終了による固定資産税の増収と思われま。このことが地方交付税の減収の一因となっているわけです。2パーセント、要するに4分の3があれですので、これが地方交付税の減収の一因となっております。

公債費は、償還費よりも起債を毎年少なくするという政策により、実質公債費比率と将来負担比率は年々改善されておりますが、人件費の増減率は令和4年度0.6パーセント、令和5年度2.9パーセントと年々増加しております。また、令和6年度予算では前年度比0.7パーセント増、令和7年度予算は前年度比7.1パーセント増となっております。

市町村財政概要では「人口減少や高齢化の進行に伴う税収の減少や社会保障関係経費の増加、老朽化している公共施設・インフラの更新、頻発化している自然災害への対応等により、財政運営は、今後、一層厳しくなると見込まれます」と記載されております。こうした現状を踏まえて、現下の財政状況についてどのような認識かお聞かせください。

引き続き健全財政を維持していくためには、潟上市の財政状況や将来見通しを的確に把握するとともに、財政の健全化対策を明確にして進めることが必要と思われま。市民や議会にわかりやすく説明し、理解を得ながら、さらに行財政改革に取り組んでいく必要があると思われま。が、当局の見解をお願いいたします。

質問の1、経常収支比率が100パーセントを超えた理由及び財政運営の安定のための健全化対策について、見解をお伺いいたします。

②行財政合理化の方針に基づき、行財政改革を基調とする行政運営のための具体策はどのように考えておられまか。

③地方交付税の算定の基礎は5年に一度の国勢調査の人口（次回は令和7年）により主に算定されるわけです。合併してから人口は15パーセント程度減少しており、また、これからも人口減少が予想されておりますが、潟上市の職員について今後どのように考えておりますか。

以上、市当局の考え方をお聞かせ願います。

以上、壇上からの質問をこれで終わります。

以上であります。

○議長（小林悟） 当局より答弁を求めます。古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） 15番菅原龍太郎議員の一般質問の一つ目「森林環境譲与税について」お答えいたします。

ご質問の1点目の「令和6年度の森林環境譲与税の活用について」と、2点目の「里山整備の必要性について」は、関連がありますので併せてお答えいたします。

これまで森林環境譲与税は、主に林道の災害復旧や森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査に活用しており、令和6年度においては、カーボンニュートラルの実現を図るため、森林組合が実施する再造林事業に対して支援を実施しているほか、国土調査未実施で境界が不明な山林もあることから、航空レーザ計測等の実施に向け基金に積み立てております。

今後は、航空レーザ計測等を実施し、間伐、皆伐及び植栽などの再造林事業を行うこととしており、こうした取組が将来的な里山の整備にもつながるものと考えております。

次に、ご質問の4点目「森林区域と施設整備（林道等）の方向性について」お答えいたします。

本市では、国土利用計画にも記載している間伐事業等の推進のため、高能率生産団地路網整備事業により、13路線の林道を整備してまいりました。

今後も森林環境譲与税を活用しながら、県から引き渡しを受けた林道の維持管理に努めてまいります。なお、林道の新設につきましては多額の費用を要することから、地元のニーズや費用対効果を十分に考慮し、森林所有者や森林組合等の関係機関と協議を行い、今後の在り方について調査・研究してまいります。

次に、ご質問の5点目「松枯れ対策への森林環境譲与税の活用について」お答えいたします。

本市にある保安林の松枯れ対策については、県の管理となっており、松枯れ被害対策

として、県及び各市町村の調査結果を基に、松くい虫防除関連事業計画を策定し、沿岸部の保安林をはじめとする公益的機能の高い松林に、薬剤散布・樹幹注入及び伐倒駆除を実施しております。また、本市で管理している地区保全森林においては、被害木の伐倒駆除を実施しております。

ご質問の松枯れ対策への森林環境譲与税の活用につきましては、対象が森林であれば可能でありますので、既存の補助金も含め、松枯れ対策事業に充当できる財源を比較・検討し、有効に活用しながら、森林の有する公益的機能の保全が図れるよう整備・管理に努めてまいります。

○議長（小林悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山修） 次に、ご質問の3点目「元木山公園の散策路の増設」についてお答えいたします。

元木山公園の市街化区域に隣接した区域の一部は、林内園地として昭和60年に供用開始されており、一周できる遊歩道は来園者の林内散策に利用されております。

アスファルト舗装されていない遊歩道は、土のまま管理しているところや木質資材で整備しているところが多いため、定期的ではありませんが維持管理が必要であり、平成30年度にはウッドチップでの仕上げや階段の丸太交換、案内看板の設置等大規模な改修を実施し、令和6年度にも遊歩道の改修として雨水対策や仕上げ材であるウッドチップの更新を行っております。

現在は、公園の維持・改修に主眼を置いており散策道の増設計画はございません。

松くい虫被害木やその他枯れ木の処理など樹木の管理には苦慮しておりますが、林内園地は静かな中に日の光が差し、夏でも涼しさを感じられるスポットで、来園者から好評を得ている一面もあることから、今後も、利用者のニーズや環境の変化などを把握、考慮しながら、管理・運営を行ってまいります。

○議長（小林悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 15番菅原龍太郎議員の一般質問の二つ目「令和5年度決算における経常収支比率100.3パーセントについて」お答えいたします。

ご質問の1点目「経常収支比率が100パーセントを超えた理由及び財政運営のための健全化対策」と2点目の「行財政合理化の方針に基づき、行財政改革を基調とする行政運営のための具体策」については、関連がありますので併せてお答えいたします。

令和5年度決算の経常収支比率が100パーセントを超えた理由としては、算定の分母

に当たる普通交付税、臨時財政対策債などの経常一般財源が約1億4,300万円、1.4パーセント減少したことと、分子に当たる一般財源を充当した経常的な歳出が約3億4,500万円、3.6パーセント増加したことなどが挙げられます。

一般財源を充当した経常的歳出は、公債費は減となっておりますが、人件費は会計年度任用職員や一般職の給与改定、特別職を含めた手当の支給率の改定による増、扶助費は生活保護費や福祉医療費制度拡充による増、幼児教育・保育関連経費の増によって大幅に増加しております。

こうした義務的経費だけでなく、経常的な施設保守管理委託料、指定管理料などの物件費や、消防一部事務組合運営経費などの補助費、介護保険等の特別会計への繰出金も、人件費や扶助費の増加を背景に連動して増額となっております。

歳入と歳出のバランスを保ち、健全な財政運営を進めていくために、喫緊に取り組まなければならないのが、何をおいても歳出の削減であり、収入に合わせて支出を考える必要があります。

歳入については、本市は、市民1人当たりの市税収入が類似団体と比較して約7割にとどまっており、普通交付税額による影響を受けやすくなっております。

歳入確保の取組として、本市では、企業誘致により働く場を確保することや起業・創業支援、中小企業の売上増に向けた取組への支援など、市民の所得向上や市税収入の増加が見込まれる事業を展開してまいりました。

また、ふるさと納税の強化も、制度が続く限りは財源確保の一環として捉えております。

さらに、令和4年度に条例を改正した使用料・手数料についても定期的に見直しを行い、受益者負担の適正化を引き続き推進してまいります。

一方、歳入に見合った歳出予算を編成するためには、現状を踏まえると、既存事業の見直しによる歳出の削減額を上回って行政経費が増加することで、市の財政運営は非常に厳しくなるものと認識しております。人口も面積も小規模な本市の身の丈に合わせ、歳出をコンパクト化することが、この状況を乗り切る方策の一つであると考えております。

行政運営の具体策としては、本市の規模に合わせ、運営する施設を減らし、維持管理する物件費や総人件費、一部事務組合等の人件費相当分の補助費を抑制することなどがありますが、いずれも市民の皆様から一定の理解が必要です。一朝一夕には進ま

ない難しい面がありますが、関係各所への説明を尽くし、ご理解を得ながら取り組んでまいります。

次に、ご質問の3点目「潟上市の職員数の今後」についてお答えいたします。

本市の職員数につきましては、令和6年4月時点では正職員が291人であり、平成17年度の合併時340人と比較して49人、約15パーセント減少しております。また、会計年度任用職員につきましては、約220人で、そのうち約120人が保育所、またはこども園に勤務する者であります。

人口減少下においても各種施策の実現や持続的な行政サービスの提供は必要なものであることや、新たに人的資源を必要とする業務もあることから、正職員につきましては当面は現状を維持いたしますが、長期的な視点では減少させざるを得ない状況になるものと考えております。

大きくは行政組織のスリム化ということになりますが、市長の施政方針にもありました追分保育園の民営化や教育・保育施設の統合もその一環であり、保育の量と質を確保しつつ、会計年度任用職員を含めた総人件費の抑制に努めることが必要であります。

また、現在協議を進めております消防の広域化についても、機能を維持しながらスケールメリットによる人件費等のコスト削減を目指すものです。

今後も、財政健全化に向け、不断の行財政改革に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小林悟） 15番菅原龍太郎議員、再質問ありますか。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） まず、森林環境譲与税の①番からでございますが、森林環境譲与税のこの調定というのがどのくらいあるかということで、まずちょっと税務課の方に聞いてきましたら1,572万8,000円が調定で、そのうち収納率が99パーセントだとすれば1,557万円が国に入るということになります。財政課によれば、森林環境譲与税が9月に569万円が入ったそうですので、3月に同じ金額が交付されるとすれば1,100万円強が交付されるということになります。それで、7年度の森林整備費の予算というのは448万4,000円が今回の予算計上をされております。それで、基金が6年度末にも3,060万円になるわけです。今の国勢調査の何かの差があるから、それがうんぬんという説明もございましたが、今後、森林環境譲与税が毎年国から交付される見込みです。終期というのが今のところないわけですので。それで、林業予算というのは林道整備とか里山整備、松くい虫、下刈り対策とか植栽とかいろいろ多岐にわたるわけです。そ

れで、スギはもう70年を過ぎますと二酸化炭素の吸収というのがほとんどなくなるんだ
そうです。したがって、毎年1,000万円以上のお金が交付されるのであれば、もっと予
算を計上していただけないかなというお願いなんです、その点いかがでしょうか。

○議長（小林悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問にお答えいたします。

今おっしゃったように、3,000万円超に今年度末でなりますけれども、答弁の中でも
ちよっとご説明しましたけれども、航空レーザーによる解析だとか、あとその境界線の
明確化とか、そっちの方に今やろうとしておりまして、こちらの方が見積もり取るとや
はり三千数百万かかるということになっております。それで、7年度分を足しますと、
それが十分確保できる状態になるので、それをもって8年度、まずそれをやりたいと考
えております。ただ、下刈りだとか当然そういうのも要望に応じて、必要に応じてやり
ながらということになるんですけども、いずれ今はその航空レーザーの方を最優先とい
うことで、今そちらの方をまず最初に手をつけたいというふうに考えております。

○議長（小林悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） これから、2番からいろいろいきますので、その内容について
もし考えれば、このレーザーの方終わり次第お願いしたいということです。

それで②なんです、森林が都市計画マスタープランの57ページに森林区域の適正な
管理・保全のために土砂災害警戒区域、山林に近接する住宅地の安全性と快適な住環境
を確保しますとあります。豊川地区では、もう住宅のすぐ後ろにスギがもう毎年だん
だん大きくなっていったるわけです。もう何十年、70年なるのかならないのかっていう
感じだそうですが。それで、豊川地区のその住宅のすぐ上のスギの伐採ということは考
えていないものなんでしょうか。お願いします。

○議長（小林悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問にお答えいたします。

今、現状、具体的にどこの場所というのは考えてはおりませんが、森林組合
等々から話があれば考えていきたいと思えます。

○議長（小林悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 次なんですけども、同じ2番の中の里山の件でございます。

都市計画マスタープランの63ページに自然豊かな里山を形成して山林は樹林地の適正
管理と保全を図るため、ヤマビル対策や害獣対策を関係機関と推進するとともに、草木

谷をはじめとする里山の環境整備を市民と協働で取り組みますと、このように書かれております。これ、里山の保全というのは、金のかかることをごさいます、人の手による定期的な間伐や下刈りなどの手入れが必要でございます。それで、地域の森を守ってきた熟練の技術を学び、地域在来の生き物で形作られる景観を守ることが大切、要するに里山の整備をお願いしたいということです。

近年、里山は従来の担い手である農林業や地域コミュニティだけでは維持管理が困難となっていることから、都市住民や企業などの多様な主体が関わることによる里山の保全活動の取組が各地で始まっております。それで、潟上市もお願いしたいわけですけども、里山の自然環境を共有の恵みと捉え、新たな共同利用することによって多様な主体が地域の里山づくりを支えていくという考えの下、各種施策を講じていただけないものでしょうか。それで、昭和の地域はその優れた先進事例がございます。いわゆる草木谷を守る会の活動が挙げられます。それで、これに倣ってですね、必要な制度や組織の整備、仲介や活動への支援など、潟上市の役割というのは非常に重要なのではないかと思います。それで、市長の述べられています3つの力のうちの「考える力」でございます。それで、考える力を発揮していただき、積極的な取組が展開され、産業課の方にはご難儀をかけますが、多様な主体を巻き込んだ地域、いわゆる潟上市地域ならではの里山づくりを推進すべきと考えますが、その点についてはいかが考えますでしょうか。

○議長（小林悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり里山の整備、保全というのは重要だと考えておりますので、今後、いろいろそこら辺のところは、森林環境譲与税を活用するしないも含めて考えていきたいと思えます。

○議長（小林悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） この里山については、草木谷を守る会、NPO法人ですけども、非常によく頑張っていますし、五城目町の方ではブナ林を植えるやはりNPO法人とかそういうふうにして森林を守ろうという気運が非常に盛り上がってきていますので、それも含めて潟上市における事業を展開していただきたいと思えます。

それから③の元木山公園でございますが、旧天洋の山の裏は散策道が確かにできております。それで、あそこのところ、下の宇婆姫神社ですか、あそこの近くは結構秋田県内でも有名なミズバショウの群生地でございます。それで、考え方なんでしょうけども、

天洋の山が、あれは市のものがございますので、もうちょっと散策道を、行ったことあるとわかると思いますけど、非常に暗いんですね。そこを伐採して、光が入るようにすべきではないかなと思うんですよ。それで、しかも、四季の街の真上でございまして、そこいら辺も考えていただけないものでしょうかと思うんですが、その点についてもう一度お願いします。

○議長（小林悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山修） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度、田屋の湯の方からそのミズバショウの所については、整備をいたしまして、散策道につながるように整備をしております。増設と言いますか、散策道を増やすということにつきましては、この公園だけでなく道路、ほかの公共インフラというものに関して、これから膨大な施設をどうやって維持管理していくかという方に重点が置かれていて、やはり増やすというようなことでありますと、やはり理由と言いますか必要性を明確にしなければいけないと考えております。議員の質問の中でスギ花粉のことが書かれておりますけれども、やはりスギ花粉の飛散防止ということで散策道を整備するというところでございますと、非常に効果が限定的になるということもございます。議員おっしゃられた光が入りにくいということに関しましては、こちらの方でもう一度確認して、そのようであれば対策を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） ひとつ検討の方、よろしく申し上げます。

では次、4番でございますが、つい最近、林野庁が所有者が手入れできない森林を市町村が引き受け、事業者へ再委託などを行う森林経営管理制度を見直して集約を進める方向で検討しているということが報道されておりました。それで、市町村や事業所、所有者が集まった地域協議会で対象区域や受け手となる事業者とか林業整備の方針を話し合いしなさいと、このように書かれておりましたが、まだその地域協議会なるものの開催とかは、一切まだしていないものなんでしょうか。そこをまずお伺いします。

○議長（小林悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり森林経営管理制度、こういったものが今できております。それで、まず本市の場合は、先ほどもちょっと申し上げたんですけども、国土調査がまだ未

実施の場所とかもあって特定できていないということがあって、最初は森林所有者に意向の調査をやって、例えばご自身で管理するのか、市に任せるのかと、意向の調査をまず、そこが入口になるものですから、そこがまだできていない状態なので、まずそこをやった上で進んでいきたいと考えております。

○議長（小林悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） この森林の地域協議会がもしできましたら、議会の方にも教えていただきたいということで、これ、今後以降、市町村が所有者から森林を引き受け、事業者にも再配分したりする集約計画とか配分計画が主体的に市町村が絡まりなさいと、こういう趣旨で述べられておりますけれども、その仕組みについては非常にまず市町村の産業課の方が非常に大変になるかなと思うんですけども、その点についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（小林悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問にお答えいたします。

そこら辺のところにつきましては、今後、森林組合だとかそういったところとも協議しながら進めていくことになると思うんですけども、全て多分市でやるのか、一部業務を委託するという形もあると思うので、そこら辺も併せて検討していきたいと思っております。

○議長（小林悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） ⑤の松くい虫についてちょっとお伺いします。

前の審議会と住民との協議会の中でもありましたけれども、松くい虫で茶色になった松林が非常に多いということで、県の方とタイアップをして今後以降やりますよと、こういうお話でございました。それで、ここいら辺がちょっとよくわからないんですが、潟上市がある程度県の方にいって、予算をやるから早めにやるとか植林を進めるとかということなんですけども、これ八郎湖の質問をしたときにも船のいわゆる廃船のその処理についてもその話が出ましたが、県と協議しようぬんと、県が管轄だからと、そういう話を市長はされました。それで、県のお偉方とかいろいろ話を聞けば、必ず県と市が連携し、県と協働して事業を、その県の場所については進めていきますよと、こういう強い言葉が出るわけなんですけども、いざその予算の話をする、つかないと無理、これはわかります。わかるんですけども、基本的な考えとして、ここは市長にお伺いしたいんですが、潟上市と県が連携し、県と協働し事業を進めていくと、こういうふうに皆さんおっしゃるわけなんですけども、その点についていかがお考えなものでしょうか。ちょっと

お伺いできればと思います。

○議長（小林悟） 暫時休憩したいと思います。

午後 3時03分 休憩

.....

午後 3時04分 再開

○議長（小林悟） 会議を開きます。

鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の再質問にお答えします。

松くい虫対策に対する県との連携という意味でのご質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

県との連携という部分については、本市における松林というものの県の保有林の部分については当然のことながら県の所有物であります。そうした部分については県と市と連携しながら取組をしていかなければいけないという認識で以前にもお話をされております。当然、市の所有地、例えば墓地公園であるとかそういった部分の松くい虫対策については、これまでも適時、予算を提案しながら伐採させていただいておりますので、そういったその事業区分について何とかご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（小林悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 事業区分についてご理解ということで、確かにこれは県有地は県の管轄、市有地は市の管轄と、こういうことはよく理解しております。ただ、私が言いたいのは、例えば八郎湖の問題についても、この松林、そのほか県の例えば河川だとか、そういうものにつきまして、例えばその松くい虫については、市に対して助成を支援することができる、支援しなさいと、こういうふうにして国の方でも書いておりますので、例えばある程度うちの方から人数も出すし、全ての事業にわたってなんですけども、考え方として、予算もある程度出すし人も出すので協力してやっていただけないかと、早めにやっていただけないかというトップセールスというものはできないもんなんでしょうかなと思うわけですが、その点について教えていただけないでしょうかということです。

○議長（小林悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 菅原議員の再質問にお答えします。

本市が先んじてという意味合いにおいては、本来県の方では計画的に順番に進めてい

る部分がございます。そうした順番に基づいてやはりその対策を講じていかなきゃいけないというのが松くい虫対策にはあろうかと思えます。そうした部分において、まずその計画に基づいて来ているものを先んじて、飛び地で本市の方というのは、全体的な松くい虫対策の計画的にも、ちょっとなかなか言いづらいというか厳しいものがあるのではないかという認識でございます。

○議長（小林悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） わかりました。まず、一応は協働で早くできればいいかなと、そのように思っております。

それで、時間も時間ですので、次の②番の経常収支比率についてまとめてちょっと質問していきたいと思えます。

市の健全化判断比率の実質公債費比率とは市債発行額を元金償還額より大幅に少なくする政策により、13市の中では一番低い6.6ということで良好でございます。それでまた、将来負担比率は4番目に低い32.3と、これも良好ではございます。ありがとうございます。

しかし、財政の弾力性を示す経常収支比率が100.3となったことから、今るる、収入と支払いについて、歳出について、いろいろ総務部長からお話ございましたが、一定程度の財政の弾力性を確保するため、95パーセントまで下げるように行財政プランをきっちり立てていただいて、政策の中身としては類似事業の統廃合、市民ニーズに合った事業内容の変更、それから事務事業の見直し、人事行政の取組などを成果指標として経常収支比率の目標を設定をして取り組むべきでないかなと。それで、こういう計画をやはりきちっとこの2番でも書いておきましたけども、そういうのをやはり立てて議会に広く教えていただいて、こういう取組を何年度までにはこういう目標設定と、目標がずれてもこれは仕方ないですけども、そういうのをやっていただきたいと、こういう考えでおります。

それで、この考え方は、これちょっとインターネットで100パーセントその経常収支比率に近いようなその自治体、なんぼか調べました。そうしたら、やはりみんなこの100ぷらぷらいつてるところの自治体は、全てにわたって今言ったようなその行財政プランを、これは大変だということで行政プランを作りまして、特に一番大きいのが人事行政の取組でございます。ここの点をきちっとやって計画を立てて議会にご説明を申し上げてやって、95パーセントぐらいまで下げている自治体がほとんどでございます。そ

の点についていかがお考えでしょうか。

○議長（小林悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

菅原議員から様々ご提案をいただきましたが、まさにそのとおりだと思います。財政のその計画につきましても、計画を立てて進めているところではございますが、人件費の上昇等によって、それから物価高騰によって物件費が高騰するという状況によって、まず経常収支比率が上がってしまうという、現状はそういう状況でございます。

それから、先ほどもご説明をいたしましたところですが、普通交付税が下がったことによって経常収支比率がその分上がってしまったという視点もございます。ですので、菅原議員がおっしゃられたように、95パーセント程度まで下げられるように、様々な手法をこれから検討していくことになろうかと思っております。例えば人件費についても、民間委託を推進することによってそういった人件費を削減するだとか、それから、ある程度行政サービスの何かをやめて何かをやるという、スクラップアンドビルドの精神でなければなかなか95パーセントにはもっていけないのではないかと考えております。

○議長（小林悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 考え方のその行財政プランなるものが、計画なるものができたら、一応議会全員の方にも報告していただければと思います。

それで、るるまずあれですね、一般会計のことばし言ってしまいましたけれども、議会としても、これ自らやはり議員報酬というのは一般財源でございますので、議員定数の削減だとか研修旅行の隔年化について、広くやはり議会でも、いわゆる全員協議会で協議をして、できるだけこの一般財源を減らすような方向で考えるべきでないかと。これはあといいです。別に質問じゃございません。私の意見です。勝手な意見ですので、これで終了いたします。

以上でございます。

○議長（小林悟） これをもって15番菅原龍太郎議員の質問を終わります。

本日の日程はこれで全部終了しました。本日はこれで散会します。

なお、2月28日、明日ですけれども、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でございました。

午後 3時13分 散会